

日本国特許庁への日米特許審査ハイウェイ利用の申請について

第一部

米国特許商標庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

米国出願に基づく特許審査ハイウェイ(以下、PPHという)の下で日本国特許庁へ早期審査の利用を申請する場合には、通常の早期審査の申請と同様に「早期審査・審理ガイドライン」¹に示される手順に基づいて「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。

この PPH プログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

1. 日本国特許庁への出願(以下、当該出願という)が、PPHに基づく早期審査の申請を認められる要件

- (a) 当該出願(国内出願又は PCT 出願の国内移行出願)が、
- (i) 対応する第1国出願である米国出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願である、または、
 - (ii) 優先権主張を伴わないPCT出願の日本への国内移行出願である、または
 - (iii) 優先権主張を伴わないPCT出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願であること
- (具体的事例は、別紙1参照。)

上記要件(a)を満たす出願には、以下のものも含まれます。

- ・ 複数の出願(ただし、少なくとも一の米国又は PCT 出願を含む)を優先権の基礎とする出願
- ・ 上記の(i)~(iii)に該当する日本国出願の分割出願

- (b) 当該出願に対応する米国出願が存在し、その最新のオフィス・アクションにおいて、すでに特許可能と示された請求項を有すること
- 米国特許商標庁から通知される以下の請求項は特許可能と示されたものと認められます。

- (i) 「Notice of Allowance and Fees Due」に記載された「Notice of Allowability」の「2. The allowed claim(s) is/are ____」に明示される請求項
- (ii) 「Non-Final Rejection」又は「Final Rejection」に記載された「Office Action

¹ http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf
「早期審査に関する事情説明書」については31-33ページを参照してください。

Summary」の「5. Claim(s) ___ is/are allowed.」に明示される請求項

- (iii) 「Non-Final Rejection」又は「Final Rejection」に記載された「Office Action Summary」の「7. Claim(s) ___ is/are objected to.」に明示され、かつ、「Allowable Subject Matter」の欄に、拒絶されているクレームに従属しているという不備があるが、その点を除いては特許可能である旨記載されている請求項²
(記入例もご参照ください)。

- (c) PPHに基づく早期審査の申請時の当該出願の全ての請求項が、出願当初のまま又は補正されて、対応する出願の最新オフィス・アクションで特許性有りと示された請求項のいずれかと十分に対応している必要があります。

当該出願の請求項が最新オフィス・アクションで特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有し、差異が翻訳又は請求項の形式によるものであるか、当該出願の請求項の範囲が最新オフィス・アクションで特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合に、請求項は「十分に対応」するとみなされません。

たとえば、最新オフィス・アクションで特許性有りと示された請求項において、当該出願の明細書(発明の詳細な説明及び/又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新オフィス・アクションで特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は十分に対応しているものとみなされません。たとえば、最新オフィス・アクションで特許性有りと示された特許請求の範囲が製品製造処理の請求項のみを含む場合、当該出願の特許請求の範囲が、対応する処理の請求項に従属して製品の請求項を追加していると、当該出願の請求項は十分に対応しているものとみなされません。

- (d) 当該出願に関して日本国特許庁において審査の着手がされていない。

2. 提出書類

次の(a)～(d)の書類を提出する必要があります。

ただし、場合によっては提出を省略できる書類もあります。その場合にも、提出を省略する書類名を早期審査に関する事情説明書中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

² 拒絶(rejected)されているクレームについては、現在クレームに含まれていないがある特徴を適切に含めるようにすれば特許可能であろうといった示唆が拒絶理由通知の中で審査官からなされていた場合でも、特許可能と示されたとは認められませんのでご注意ください。

- (a) 対応する米国出願に対して米国審査官から出された全てのオフィス・アクション³の写し

なお、米国特許商標庁のオフィス・アクションがPAIR(Patent Application Information Retrieval)⁴から入手可能である場合には、オフィス・アクションの写しの提出を省略し、書類名を記載するだけとすることができます。

オフィスアクションの日本語訳の提出は原則不要です。

ただし、「7. Claim(s) ___ is/are objected to.」に明示された請求項が、当該出願の請求項と十分に対応している場合には、不備がある点を除いては特許可能である旨が記載されている「Allowable Subject matter」の箇所の翻訳を提出してください。

- (b) 対応する米国出願の特許可能と明示された請求項を含む特許請求の範囲の写し

オフィス・アクションと同様にPAIR(Patent Application Information Retrieval)から入手可能な場合、特許請求の範囲の提出を省略することができます。

日本語訳の提出は不要です。

- (c) 対応する米国出願のオフィス・アクションにおいて審査官が提示した引用文献
具体的には「Reason for Allowance」「Detailed Action」内に記載された引用文献が対象となります。

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳は提出不要です。

- (d) 当該出願の現在の各請求項が、対応する米国出願の特許可能と示された請求項に十分に対応していることを示す書面。

当該出願の請求項と対応する米国出願の請求項との関係を示す対応表を記載した書面を提出してください。そして、請求項毎に十分に対応していることの説明をしてください。請求項が同一であるか直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください。)

なお、上記(a)～(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続において

³ 米国特許庁の審査官から通知されるオフィス・アクションには、例えば‘Non-Final Rejection’, ‘Final Rejection’, ‘Notice of Allowance and Fees Due’, ‘Quayle’があります。

⁴ <http://portal.uspto.gov/external/portal/pair>

日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

上記条件1、2を満たさない場合には、「2. 先行技術の開示及び対比説明」の省略が認められないため、早期審査の対象案件とは認められません。その場合には、日本国特許庁から理由を付して出願人(代理人)に連絡いたします。

3. PPHを利用する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1) 【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

本出願と、対応する米国出願との関係を説明し、PPH による早期審査の申請を行う旨、記載してください。また、対応する米国出願の出願番号を記載してください。本出願または対応する米国出願が派生出願である場合（例えば、特許可能と示された米国出願が、本出願の優先権主張の基礎となる米国出願の分割出願である場合）は、その基礎となる出願の出願番号も記載して下さい。

(2) 提出する物件の記載要領

上記2. に示す提出すべき書類を、物件毎に項目分けして記載してください。提出が省略可能な書類についても、全ての提出すべき書類を日付などにより特定できる形で(提出を省略する物件)の項目に記載してください。

(3) 記入様式について

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続によって異なりますので、記入の際には各記入様式を参考にしてください(オンライン手続の場合は早期審査様式1、書面手続の場合は早期審査様式2となります)。

オンライン手続の場合の記入例

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 平成00年00月00日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 0000-000000

【提出者】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇

【代理人】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇 〇〇

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願は米国特許商標庁への出願(出願番号〇〇/〇〇〇〇〇〇)をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。

米国特許商標庁による特許可能との判断は、出願番号〇〇/〇〇〇〇〇〇の継続出願である出願番号△△/△△△△△△に対してなされている。

(提出を省略する物件)

(物件名)**年**月**日付の対応米国出願に対するファースト・オフィス・アクションの写し

(物件名)**年**月**日付の対応米国出願に対する特許許可通知の写し

(物件名)対応米国出願の特許公報である米国特許第〇〇〇〇〇〇〇号公報

(物件名)対応米国出願に対して引用された米国特許第〇〇〇〇〇〇〇号公報

(物件名)対応米国出願に対して引用された日本国特許第〇〇〇〇〇〇〇号公報

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p.123-127」である。

【提出物件の目録】

【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 引用非特許文献1 1

添付を省略する物件を記載してください。

実際に添付する物件を記載してください。

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

実際に添付する書類のイメージを添付又はテキストを記入してください。

【添付物件】

【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の請求項	米国で特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項5は、米国の請求項1にAという構成を付加したものである。

【物件名】 引用非特許文献1

【内容】

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

当該文献の写しを添付してください。

オフィス・アクションの「Allowable Subject Matter」の翻訳を提出する場合

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

…(中略)…

以下において、「オフィス・アクション1」とは、「**年**月**日付の米国におけるファースト・オフィス・アクションの「Allowable Subject Matter」の翻訳」である。

【提出物件の目録】

【物件名】 オフィス・アクション1 1

⋮
⋮

【添付物件】

【物件名】 オフィス・アクション1

【内容】

特許可能な主題

請求項3は、拒絶されている基礎クレームに従属しているという不備があるが、基礎クレームと中間のクレームの全ての限定を含むように独立形式で書き直せば特許可能であろう。

オンライン手続の場合の注意点

- (1) 【添付物件】の【内容】は、テキスト又はイメージの添付に対応しておりますが、罫線には対応していません。対応表はイメージまたは罫線なしのテキストのみにより記入してください。
- (2) 【提出物件の目録】と【添付物件】の【物件名】には同じ名前をつけてください。
- (3) 【物件名】は、50文字以内としてください。物件名の途中でスペースは使えません。スペースを記入する必要がある場合には、物件名は例えば「提出物件1」などとして、正確な提出物件名は「1. 事情」の欄に記入ください。
- (4) 日本国特許庁に提出されている書類を援用することにより提出を省略するときは、【提出物件の目録】の【物件名】の欄に当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載してください。援用する物件に限っては、【添付物件】に【物件名】や【内容】を記載しないでください。（システムエラーとなります。）

書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間が比較的長くなる場合が多いことにご留意願います。

第二部

米国特許商標庁のPCT国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、PCT 国際段階成果物を利用した日米間の特許審査ハイウェイ(以下、「PCT-PPH」という)試行プログラムに基づき、以下の申請要件を満たす日本国特許庁への出願について、書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

このPCT-PPH試行プログラムに基づいて早期審査の利用を申請する場合には、通常の早期審査の申請と同様に「早期審査・審理ガイドライン」⁵に示される手順に基づいて「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。

このPCT-PPH試行プログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

PCT-PPH 試行プログラムの試行期間は2010年1月29日に始まり2年間継続した後、2012年1月28日に終了します。

米国特許商標庁及び日本国特許庁が PCT-PPH の実行性を評価するために十分な申請件数を受け付けるまで、必要に応じて、試行期間を延長することがあります。

PCT-PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に PCT-PPH 試行プログラムを終了することがあります。PCT-PPH 試行プログラムが2012年1月28日より前に終了する場合は、その旨が公表されます。

1. 申請要件

日本国特許庁への出願(以下、「当該出願」という)が、下記(1)~(4)の要件を満たす必要があります。

- (1) 当該出願に対応する国際出願(以下、「対応する国際出願」という)の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたもの(以下、「最新国際成果物」)において特許性(新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は米国特許商標庁が国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限り、優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙2図A'を参照してください(ZZは任意の国内出願)。

⁵ http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf
「早期審査に関する事情説明書」については31-33ページを参照してください。

国際調査報告 (ISR) のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎とする最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見に対応する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明 (特許可能な請求項を特定し説明) しなければなりません。この場合、出願人が特許性について何ら釈明をしないとき、その出願は PCT-PPH 申請の対象となりません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見に対応する補正がなされたか否かは PCT-PPH の対象となるか否かの判断に影響しません。

- (2) 当該出願と「対応する国際出願」は下記(A)~(E)のいずれかの関係を満たすこと。
- (A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。(別紙2図 A, A', A' 参照)
 - (B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。(別紙2図 B 参照)
 - (C) 当該出願は国際出願の国内段階であり、「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする。(別紙2図 C 参照)
 - (D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を国内優先権主張又はパリ条約優先権主張の基礎とする。(別紙2図 D 参照)
 - (E) 当該出願は上記(A)~(E)のいずれかを満たす出願の派生出願 (分割出願、国内優先権を主張する出願等) である。(別紙2図 E1, E2 参照)

- (3) PCT-PPH に基づく早期審査の申請時の当該出願の全ての請求項が、出願当初のまま又は補正されて、対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項のいずれかと十分に対応していること。

当該出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有し、差異が翻訳又は請求項の形式によるものであるか、当該出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合に、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

たとえば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項において、当該出願の明細書 (発明の詳細な説明及び/又は請求項) に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます

最新国際成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は十分対応しているものとみなされません。たとえば、最新国際成果物で特許性有りと示された特許請求の範囲が製品製造処理の請求項のみを含む場合、当該出願の特許請求の範囲が、対応する処理の請求項に従属して製品の請求項を追加していると、当該出願の請求項は十分に対応しているものと

みなされません。

(4) 当該出願に関して日本国特許庁において審査の着手がされていないこと。

2. 提出書類

出願人は PCT-PPH に基づく早期申請を行う際、申請様式に添付して下記(1)~(4)の書類を提出する必要があります。

ただし、場合によっては提出を省略できる場合があります。その場合にも、提出を省略する書類名を「早期審査に関する事情説明書」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

(1) 特許性有りと判断が記載された、最新国際成果物の写し

当該出願が上記1.(2)(A)の要件を満たす場合、当該出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告(IPRP)の写しが含まれるため、出願人はその提出を省略することができます。さらに、“PATENTSCOPE(登録商標)”⁶で当該最新国際成果物の写しが取得可能である場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。

(通常、WO/ISA は”IPRP Chapter I”として、また IPER は”IPRP Chapter II”として優先日から 30 月で利用可能となります)

(2) 最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写し

“PATENTSCOPE(登録商標)”で、特許性有りと示された請求項の写しが取得可能(例:当該出願の国際公開パンフレットが発行済み)である場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。

(3) 最新国際成果物で引用された文献の写し

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略することができません。引用文献の翻訳は提出不要です。

(4) 当該出願の全ての請求項と、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項との関係を示す対応表を記載した書面

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1.(3)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください。)

⁶ <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

なお、上記(1)～(4)の書類が、同時又はすでになされた他の手続において日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより、当該書類の添付を省略することができます。

3. PCT-PPH試行プログラムを利用する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1) 【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

本出願と対応する国際出願との関係が、1. (2)の(A)～(E)のいずれかに該当することを説明し、特許審査ハイウェイによる早期審査の申請を行う旨、記載してください。また、対応する国際出願の出願番号も記載してください。

また、PCT-PPH申請の基礎とする最新国際成果物の第VIII欄に何らかの意見が記載されている場合には、特許性についての釈明(特許可能な請求項を特定し説明)を行ってください。

(2) 提出する物件の記載要領

2. に示す提出すべき全ての書類を、物件毎に項目分けして記載してください。提出が省略可能な書類についても、全ての提出すべき書類を日付などにより特定できる形で(提出を省略する物件)の項目に記載してください。

(3) 記入様式について

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続によって異なりますので、記入の際には各記入様式を参考にしてください(オンライン手続の場合は早期審査様式1、書面手続の場合は早期審査様式2となります)。

オンライン手続の場合の記入例

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
 【提出日】 平成00年00月00日
 【あて先】 特許庁長官殿
 【事件の表示】
 【出願番号】 特願 0000-000000
 【提出者】
 【識別番号】 000000000
 【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目
 【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇
 【代理人】
 【識別番号】 000000000
 【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目
 【氏名又は名称】 〇〇 〇〇

書誌事項

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願は国際出願(出願番号 PCT/US0000/000000)の国内移行出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。

当該国際出願について国際調査機関としての米国特許商標庁が作成した見解書において、特許請求の範囲に対し特許可能との判断が明示されている。

添付を省略する物件を記載してください。

(提出を省略する物件)

- (物件名)**年**月**日付の対応国際出願に対する WO/ISA の写し
- (物件名)対応国際出願の国際公開公報である国際公開第0000/000000号
- (物件名)対応国際出願に対して引用された米国特許第000000号公報
- (物件名)対応国際出願に対して引用された日本国特許第000000号公報

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p. 123 - 127」である。

【提出物件の目録】

- 【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1
- 【物件名】 引用非特許文献1 1

実際に添付する物件を記載してください。

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

実際に添付する書類のイメージを添付又はテキストを記入してください。

【添付物件】

【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の請求項	国際段階で特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項 5 は、国際段階の請求項 1 に A という構成を付加したものである。

【物件名】 引用非特許文献 1

【内容】

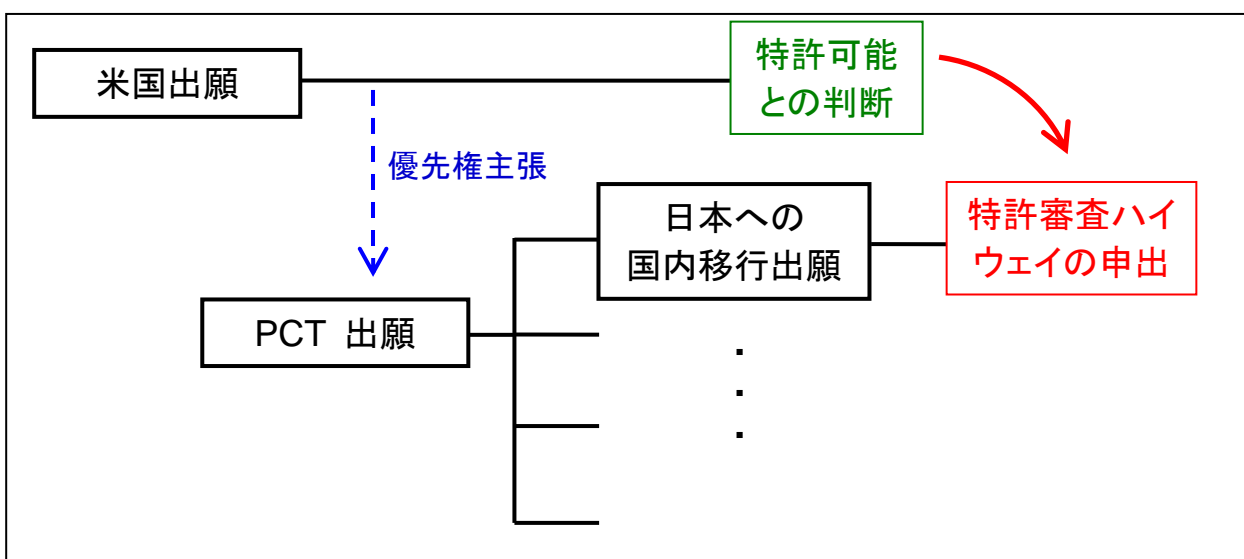
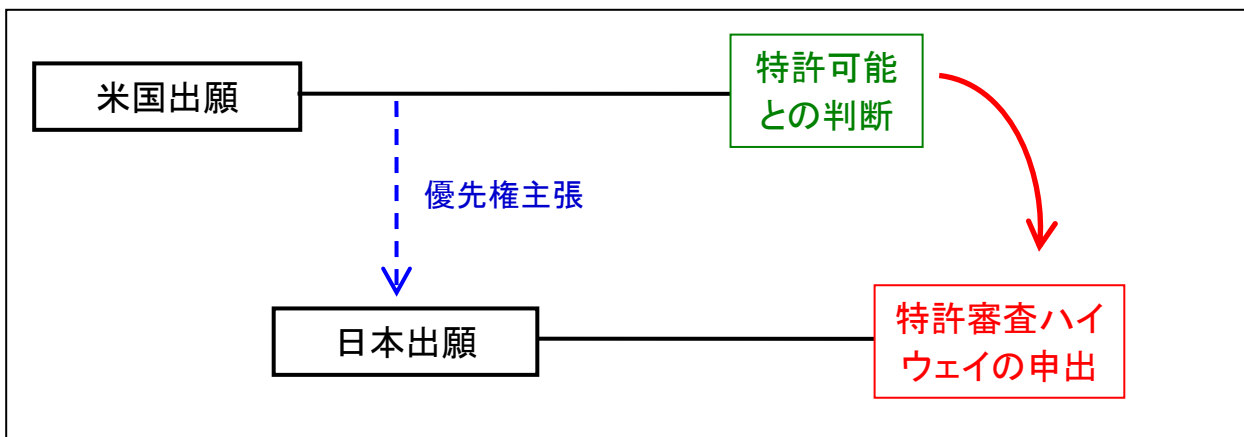
当該文献の写しを添付してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

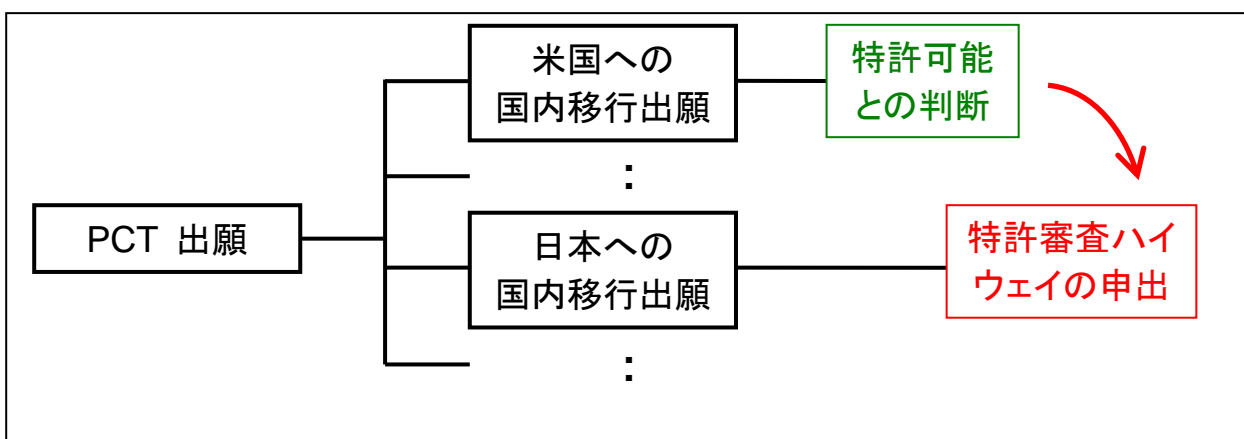
書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間が比較的長くなる場合が多いことにご留意願います。

(1)(a) の (i) ~ (iii) の場合に当てはまる日本出願の例

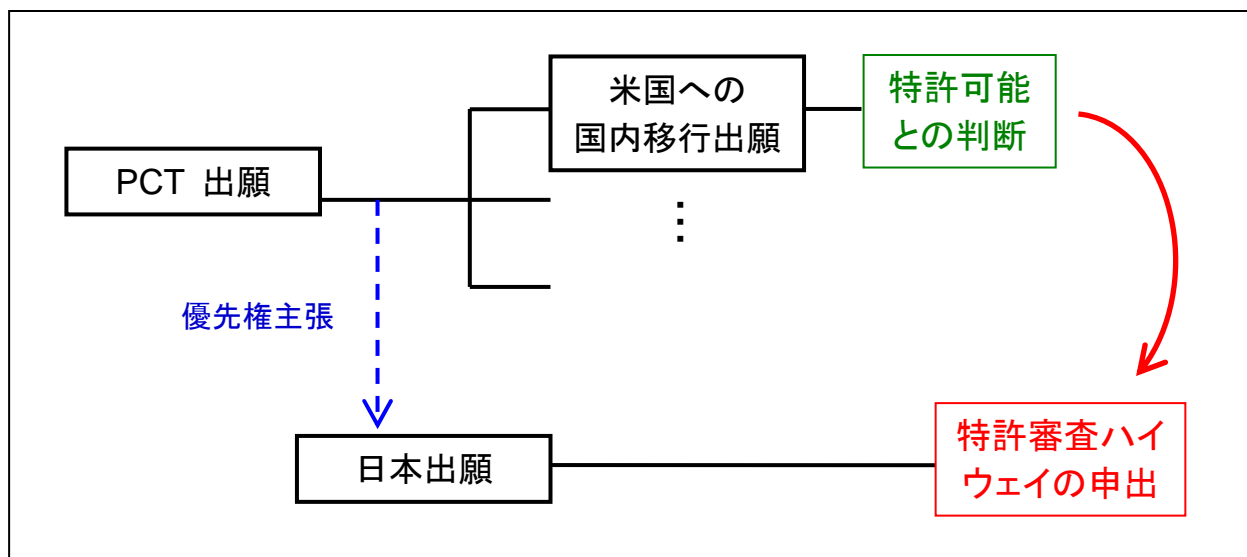
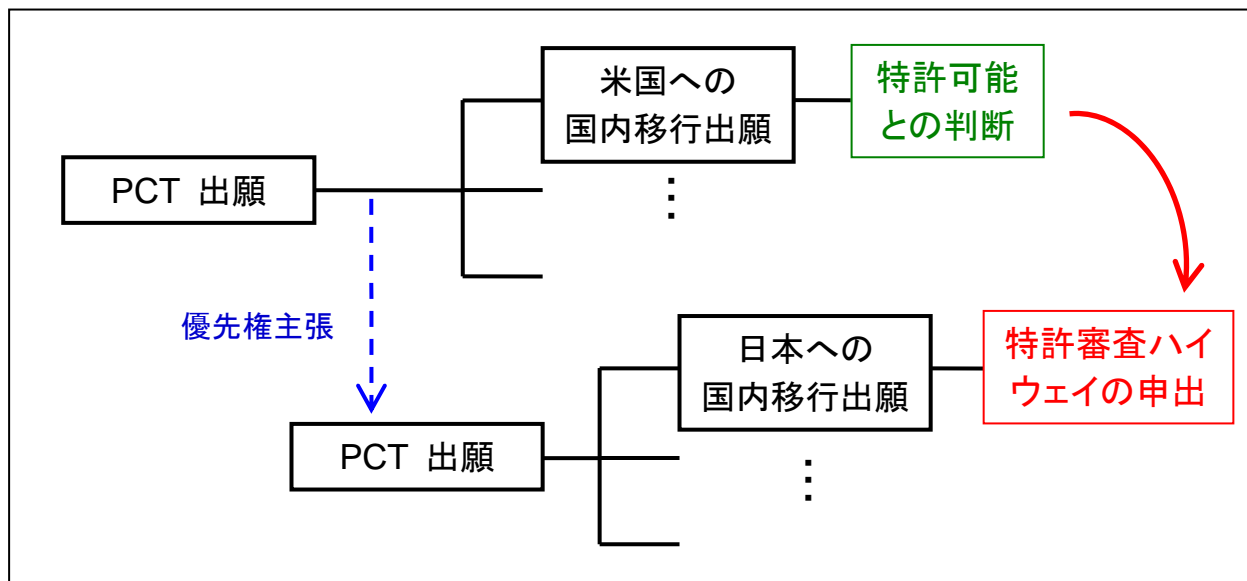
- (i) 対応する第1国出願である米国出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願の例



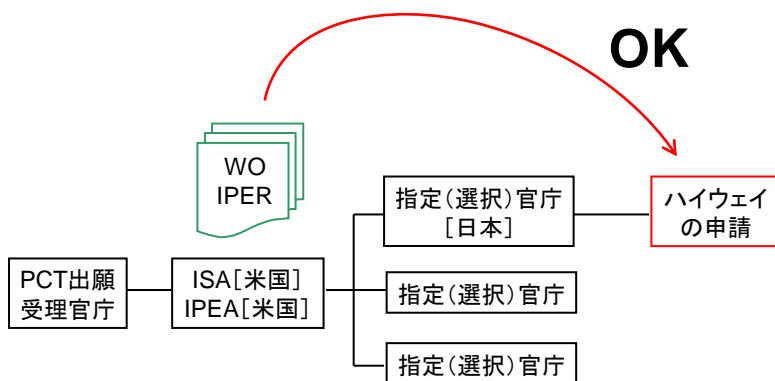
(ii) 優先権主張を伴わないPCT出願の日本への国内移行出願の例



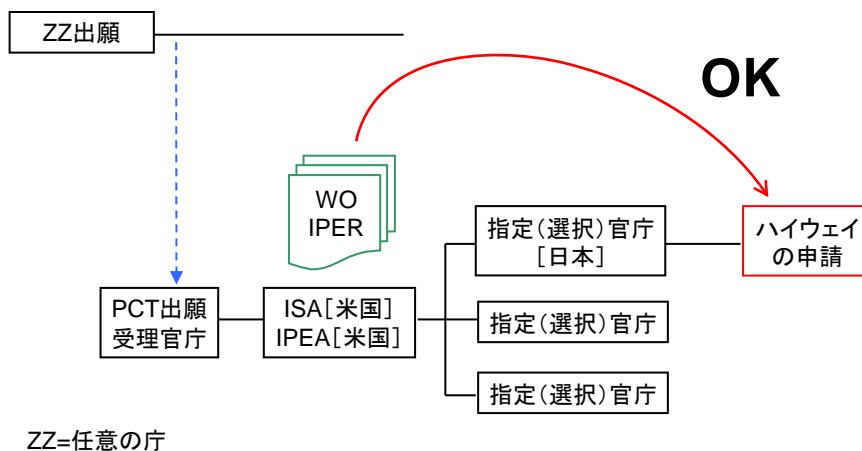
(iii) 優先権主張を伴わないPCT出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願の例



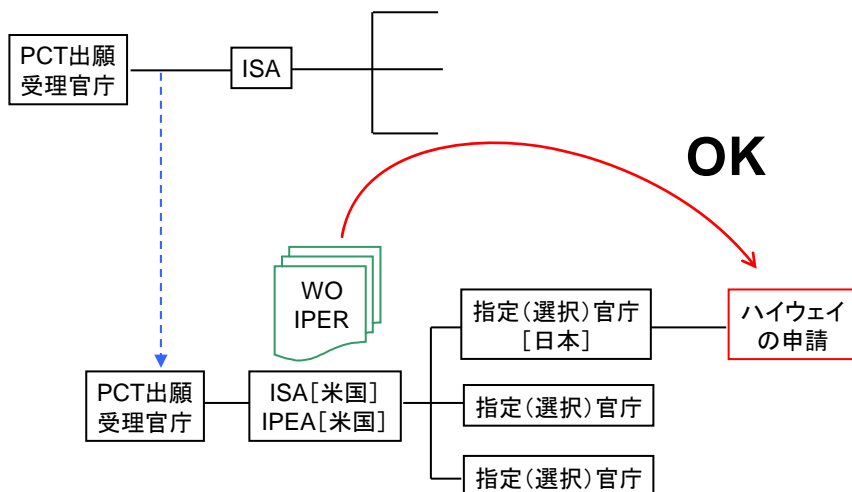
(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。



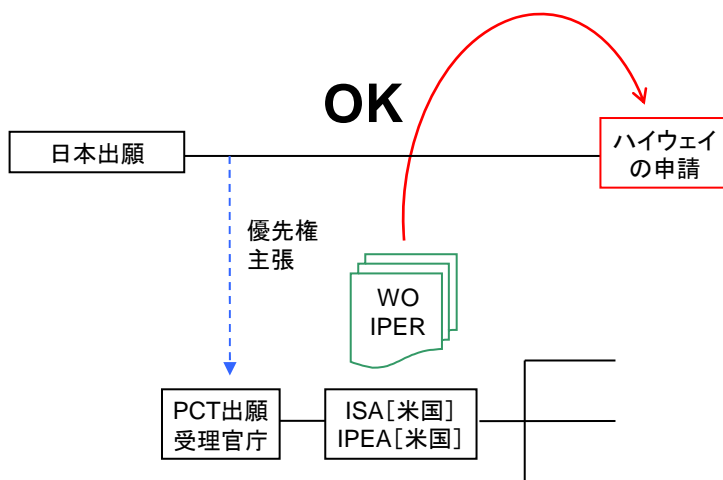
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。
 (「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)



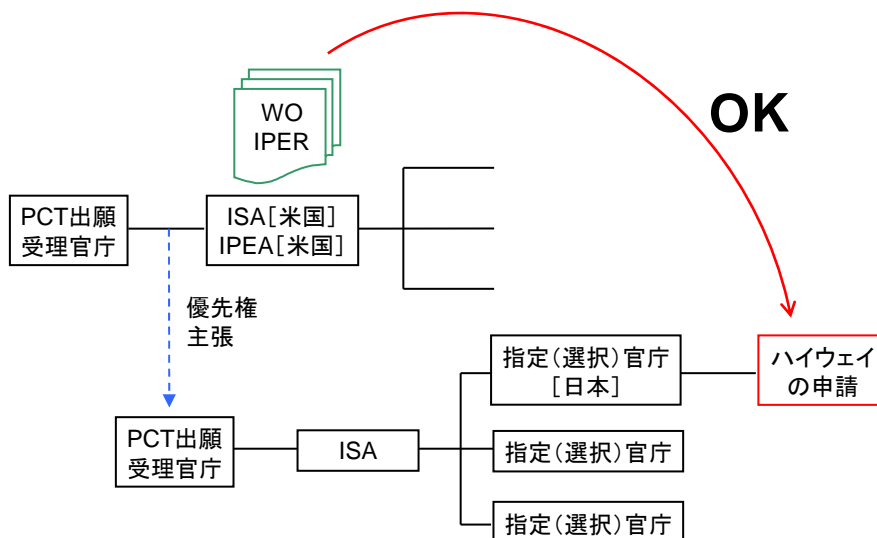
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。
 (「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



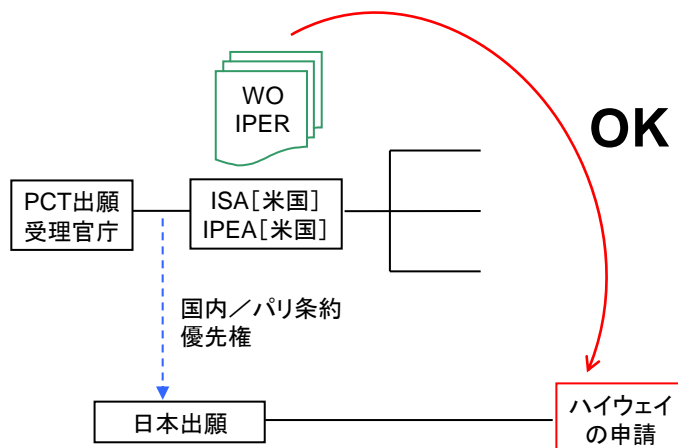
(B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



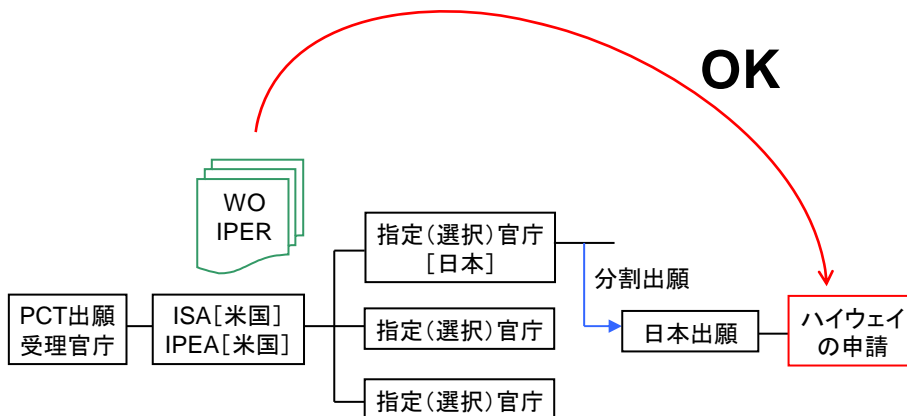
(C) 当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



(D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする。



(E1) 類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2) 類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。

